

# 賛助会員規程

一般社団法人京都府介護老人保健施設協会

## 一般社団法人京都府介護老人保健施設協会 賛助会員規程

### (目的)

第1条 一般社団法人京都府介護老人保健施設協会(以下「本会」という。)は、定款第4条第3号の規定により、設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、相互の業務・事業に貢献できる仕組みをつくり、以て相互の発展に寄与することとする。

### (入会資格審査基準)

第2条 本会への賛助会員入会の可否は、理事会において次の基準により決定するものとする。

- (1) 現在、成年被後見人または被保佐人でない者であること。
  - (2) 過去に本会を除名された者は、除名後2年以上経過していること。
  - (3) 会員としてふさわしいものと認められる法人・団体または個人であること。
- 2 入会を決定した賛助会員には、本会の事務局を通じて通知するものとする。

### (賛助会員の資格・期間)

第3条 賛助会員資格は、本会が会費を受理した月に発効し、資格の継続は会費の納入をもって自動的に成立する。

### (賛助会員の特典)

第4条 賛助会員の特典は、次の各号による。

- (1) 本会発行物の送付、講習会等の案内送付及び広告について優遇を受けることができる。広告料は一般申込者の70/100とする。
- (2) 本会ホームページとのリンク等の情報優遇を受けることができる。広告料は一般申込者の70/100とする。
- (3) 本会が主催する講習会、研修会等へ参加することができる。
- (4) 本会の専門部会の活動に参加することができる。
- (5) 賛助会員が企画するイベント等で本会の協力を得ることができる。
- (6) 本会が開催する会議等で、理事会の承認を得れば情報提供を行うことができる。

### (賛助会員の遵守事項)

第5条 賛助会員の遵守事項は、次の各号による。

- (1) 賛助会員は正当な理由がなく会員として知り得た本会の非公開情報等を公開または使用しないこと。
- (2) 実施事業を通じて提供される情報等を、不正の目的をもって使用しないこと。
- (3) 本会の活動を通じて面識を得た他の会員に対しては本会の活動趣旨に則した節度ある対応をすること。
- (4) この遵守事項は資格喪失後においても同様とする。

### (禁止事項)

第6条 賛助会員の禁止事項は、次の各号による。

- (1) 会員情報等本会へ虚偽の申請を行う行為
- (2) 他の会員、第三者もしくは本会のプライバシーを侵害する行為や侵害する恐れのある行為
- (3) 他の会員、第三者もしくは本会に不利益や損害を与える行為やまたそれらの恐れのある行為
- (4) 本会の許可なくロゴマーク、印刷物等を転用する行為
- (5) 営業活動や営利目的、またその準備を目的とした行為(本会が承認した場合を除く)
- (6) その他、不適切と判断される行為

(免責事項)

第7条 賛助会員の免責事項は、次の各号による。

- (1) 本会は、賛助会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責任を負わないものとする。
- (2) 賛助会員が他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、賛助会員は自己の責任と費用をもって解決し、本会に損害を与えることのないものとする。
- (3) 賛助会員が本規程に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本会に損害を与えた場合、本会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行うことができるものとする。
- (4) 本会の会員から申し入れがある場合、会長は当該賛助会員に対して是正を求めることができる。

(その他)

第8条 賛助会員について本規程に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定することができる。

第9条 本規程は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、変更することができる。

附則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。